

わっさむ町食と観光情報案内所出品事業者募集要項

1 目的

交流施設ひだまり内に設置する「わっさむ町食と観光情報案内所」の特産品委託販売コーナーへの出品に関するルールを定めるもの。

2 出品要領

- (1) 出品事業者は、「出品事業者の要件」を満たしていることを確認のうえ別紙「出品事業者登録申込書」により申し込みを行い、和寒町が出品事業者として登録するかどうかを審査のうえ決定する。ただし、選考にあたっては、ヒアリング及び審査に必要な資料の追加提出を求める場合がある。
- (2) 出品商品は別紙「出品商品申込書」により申し込みのうえ、和寒町が審査した商品とする。ただし、選考にあたっては、ヒアリング及び審査に必要な資料の追加提出を求める場合がある。
- (3) 出品商品の展示方法、配置場所については和寒町が決定する。
- (4) 出品商品は出品事業者から販売の委託を受ける委託販売方式とする。和寒町は出品商品の仕入れ、買取は行わない。
- (5) 出品商品の品質管理（賞味期限等）、品質表示等（法律で定める表示）については、出品事業者の責任とする。

3 出品事業者の要件

登録を申し込む出品事業者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 原則として和寒町内に事業者がある法人または町内の個人事業主であること。ただし、和寒町の特産振興・観光振興に資すると町長が特に認める場合はこの限りではない。
- (2) 自ら生産または加工している個人法人で出品事業者募集要項に賛同されること。
- (3) 商品の搬入、搬出が自らできること。
- (4) 商品に対して、各種許可書の提示をいただけること。

4 出品商品の要件

和寒町で生産、加工、原材料の調達が行われているものについて、次の出品条件により審査を受け決定する。

(1) 食品関係

常温販売が可能で品質管理（賞味期限等）、品質表示等（法律で定める表示）が的確になされている以下のいずれかの食品であること。ただし、農産物を除く。

- ①保健所の許可を受けた施設において、出品事業者自ら製造したもの
- ②出品事業者が調達した原材料により、保健所の許可を受けた施設を保有する他事業者により製造を委託したもの
- ③必要に応じて出品事業者自らが仕入れを行ったもの

(2) お土産品

- ①地域特性が感じられるもの

(3) 工芸品

- ①和寒町産の材料を使ったものや、和寒町内で制作された陶芸、木工、手芸等の工芸品

(4) その他

- ①町内で実施されるイベント関連商品など

②上記に該当しないものであって、和寒町が特に必要と認めたもの

5 販売価格の設定

- (1) 販売価格は出品事業者が自由に設定できるものとする。
- (2) 販売価格が、市場価格等と比較して著しく均衡を欠く場合には、出品者に対して価格の是正を求める場合がある。

6 販売手数料、売上等

- (1) 販売手数料は徴収しない。
- (2) 売上代金については、月末締めとし、翌月末日に現金等で支払いするものとする。また、口座振込を希望される場合は、出品者の指定する口座に振り込みするものとし、振込日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日に振込する。この場合の振込手数料は出品事業者負担とする。

7 その他

- (1) 出品商品の管理は和寒町が注意を払うが、万一、商品の盗難等が生じた場合において、和寒町は一切責任を負わない。
- (2) 出品商品について、出品事業者からあらかじめ通達されていない瑕疵が認められた場合、出品事業者は、ただちに代金の減額または修理並びに購入客が被った損害について責任を負うものとする。
- (3) 出品商品の瑕疵に関して、当販売コーナーにおいてクレームや事故が発生した場合は、受託会社と当該事業者が協議し速やかに対応するものとする。その際に発生した費用（前号の損害等を含む）については、当該出品事業者が直接負担するか、または、和寒町が当該出品事業者にその負担を求めることができることとする。
- (4) 出品者が本要項に違反していると認められるとき、また、出品商品の販売状況によっては改善を求めることや出品を取り下げることがある。

8 申込方法

(1) 申込受付期間

随時受付

(2) 提出書類

①出品事業者登録申込書

②出品商品申込書

※必要に応じて商品の現物または写真

(3) 申込先

和寒町役場産業振興課

〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町120番地

TEL0165-32-2423 FAX0165-32-4238